

## 平成 28 年度 第 3 回 長野市社会福祉審議会 会議録

日 時	平成 29 年 1 月 23 日 (月) 午後 3 時 30 分～午後 4 時 30 分
会 場	ふれあい福祉センター 5 階 ホール
出席者	委員 20 名 (欠席者 4 名) 事務局 13 名 報道関係者 7 社 傍聴者 3 名
次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 あいさつ</li> <li>3 議事             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 専門分科会報告 平成 28 年 6 月 2 日付け児童福祉専門分科会付託                 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 平成 29 年度 長野市の保育所等利用者負担額について</li> <li>② 長野市放課後子ども総合プランの利用者負担について</li> </ol> </li> <li>(2) その他</li> </ol> </li> <li>4 その他</li> <li>5 閉会</li> </ol>
議事	<ol style="list-style-type: none"> <li>3 議事             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 専門分科会長報告                 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 平成 29 年度 長野市の保育所等利用者負担額について 分科会長から審議結果について報告があり、事務局から補足説明があった。  【質疑応答】 なし</li> <li>② 長野市放課後子ども総合プランの利用者負担について 分科会長から審議結果について報告があり、事務局から補足説明があった。  【質疑応答】  委員：なぜ、子ども総合プランの利用者負担の導入が必要かということ で、総合プランの充実、それから、税負担の公平性を各方の観点から みると、この利用者負担を得ることによって、より総合プランを充実 させるためであり、また、別な角度からみると税負担の公平性を確保</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>

するために、これを行うといえると思う。

先ほど説明の中でも、サービスを利用しない人との公平性を確保する観点から納得できるものとするということであった。しかし、今、少子化が進む中で、子育てはたいへん大きな社会的テーマである。子育てにたいへんご苦勞いただいている皆さんにとっては、子育て施策の充実が、それぞれの行政の魅力でもあると思う。

介護保険制度が始まって、お年寄りがいるうちもいないうちもあるなかで、介護の個人の負担によって、それぞれが責任を持つということではなくて、社会全体が介護を社会化していくということが介護保険制度というものの創設の目的であった。

そういう意味でも、利用者の皆さんが経済情勢の厳しい中であって、子育て支援というなかで、無料化により社会全体で子育てをしていくということがたいへん大きな意味があると思う。

中核市のなかで長野市だけが公設・民営ともに無料でやっているということは、市長の政治方針でもあり、ほとんどが有料化しているからということではなくて、まさにこれは誇れる政策であると思う。

そのような中で、いくつか質問したい。

(質問 1) 有料化の導入はいつからか。

(質問 2) 2,000 円を目安にするとあるが、目安ということは、この金額が前後するのか、あるいは 2,000 円ということで限定されるのか。説明をいただきたい。

(質問 3) 全体の収支の事業費の推移について説明があったが、補助金とこの事業費の差額は市の負担ということで、27 年度は 5 億 4 千 3 百万円でしたが、利用料を 2,000 円いただくことによって、市としてどれだけの収入額があるのか。

(質問 4) 「当面の間」とあるが、この当面の期間がはっきりしない。また、平成 21 年の 2 月に一律 3,000 円を利用料として取るというのが、一旦、答申された。その中で 3,000 円というものを根拠に、利用者数とか、さまざまな計算があり、現在の延長利用料金 1 時間当たり 700 円という金額が出てきたと思う。今回は、2,000 円を基に新たな数式に基づき計算をすると 700 円を下回る金額になるかと思うが、これを現行の料金と同じとした理由を教えてください。

(質問 5) 附帯意見の中で、「利用者負担導入後も当分科会において引き続き注視していく」と明記されているが、現在の委員の任期は 3 月までであり、3 月以降新たな審議会委員が選出される中で、その方々が前の委員が決定したことについて、責任を持って注視していくこと

が出来るのか、説明いただきたい。

(質問6)「将来の改定の可能性も含めて」と記載がある。今後も、さまざまな社会情勢等において、改定の可能性を含めて明記することによって、今後の改定がありうると、読み取れるが、そのへんいかがか。

(質問7)次に、「職員の能力向上」と記載がある。参考資料のシート5に、「能力の向上」と並んで「処遇改善」ということが書かれている。この2,000円が導入された場合、処遇の改善の費用に当てられていくのか。利用料のこれからの使途についてもどのようにお考えなのか。

(質問8)最後のおやつ代について、「異なる状況の改善に努める」とある。今は、館ごとそれぞれの運営委員会がおやつ代を決め、おやつだけではなく施設の教材や遊具などのお金にもあてられている。今後の改善というのは、それらを無くして一律にするということなのか。そうすると、今まで、おやつ代の中で教材や遊具の充実ということをしてきた財源が無くなるということになる、どうお考えかお聞きしたい。

事務局：(回答1)平成29年度の利用者申し込みはすでに始まっており、29年度から導入というわけにはいかない。事務も準備が必要であり、早くても30年度からと想定している。これから1年以上あるので、その間に、しっかりと利用者の方々等に周知、ご説明していく必要があると考えている。

(回答2)分科会においては「2,000円を目安」という答申になっている。市が、答申を受けて、いくりにするか決定していくので、この段階で利用料が2,000円に決定したということにはならない。

(回答3)利用料の収入については、千円当たり8千5百万円と試算し、これに当てはめると、利用料が2,000円の場合は1億7千万円の収入となる。この数字は分科会にも資料提供し、それを踏まえた検討をいただいている。

(回答4)「当面の間」とは、今回の利用者負担とは別に、延長料金は当分、現行の額ということである。それが、いつまでかについては、導入後の状況によるが、本市の「行政サービスの利用者の負担に関する基準」では、利用料の額は3年ごとに見直していくこととされているので、それとセットで見直すことがスムーズな形での見直しに繋がると考える。また、現在の1時間当たり700円については、委員のお

っしやるとおり、平成 21 年当時 3,000 円との答申があり、それを基にした計算である。この延長利用料については、専門分科会の中で、たたき台に別の計算方式 2 種類をご検討いただいたが、利用者負担が導入される中、いろいろ変わるとかえって利用者に混乱を招く恐れがあるということから、計算式によるのではなく、現行の 700 円の額に固定するといった意味での答申である。

(回答 5) 附帯意見の中の「分科会による注視」については、現在の分科会の委員が個人で注視していくことではない。委員が交代になっても、組織・機関として児童福祉専門分科会が責任を持って注視をしていくということである。

(回答 6) 放課後子ども総合プランに限らずすべてのサービスが利用料の見直しの対象になる。放課後子ども総合プランだけ将来も同じ額ということではなく、改定の可能性があると考えている。

(回答 7) 処遇改善というのは、利用者負担に関わらず、常に考えていかないと資質の高い職員を確保し、維持ができないと考える。ここでいう能力向上とは、職員が児童に対する処遇能力を向上させるための研修を今後行っていききたいということ。単に職員の処遇改善をするだけでなく、その目的は児童に対してより良い処遇を提供することと考えている。利用料の使途もそういった部分にあてていくという考えである。

(回答 8) いわゆる「おやつ代」に含まれる教材費は、最終的に児童の個人の所有にかかわるものという意味合いで実費分である。施設全体として必要な物品等々については、現在も、市の予算の中で措置しているということでお考えいただきたい。

おやつ代は、徴収していない施設から最高額 3,000 円を超えるような施設がある。こういった状況は分科会委員の中でもあまり適当ではないとの意見があった。また、利用者負担を導入すると、現在いただいているおやつ代に利用者負担がオンするので、それは考えていくべきだろうといった意見もあった。市としては、今までできるだけおやつを提供を含めて地元の校区の運営委員会で縮小の方向で考えていただきたいとお願いしてきた。この方針については、利用者負担の導入も契機に、改めて校区の方をお願いをしていきたいと考えている。

委員：平成 30 年が導入の最短ということであるから、私は、この答申についてはもう少し議論の余地があると思う。それぞれが課題をしっかりと議論したうえで、今回の答申について、私は賛成しかねるという

ことを申し上げさせていただきたい。

委員：別紙 2 に「ガイドライン作成等により、保育実費（おやつ代等）が校区や施設で異なる状況の改善に努めること。」とある。私は、大豆島児童センターで運営委員をやっているが、そこでは現在、保育実費が月 2,500 円、おやつ代が 2,200 円、それ以外に調整費が 225 円、それに観劇代ということで 75 円、合計 5,000 円徴収している、にもかかわらず、満杯である。それを踏まえ、ガイドライン作成等によって保育実費を見直すことも必要になってくるのではないかと考えているが、いろんな校区・施設と比べ、今時点でこれは高いのでしょうか安いのでしょうか。それとも妥当なのかお聞きしたい。

事務局：大豆島児童センターでは、おやつ代として 2,200 円、教材費等として 300 円、合計 2,500 円と伺っている。また、大豆島子どもプラザは月 500 円のうち、おやつが 200 円、教材費 300 円と聞いている。同じ校区でも、2,500 円と 500 円で 5 倍の計算になることは承知している。ただ、5,000 円となると、私どもの認識と異なっている。5,000 円が高いか安いかというと、おやつ代の平均値が 2,000 円を割っている状況と比べれば高い印象である。

委員：失礼しました。月 2,500 円でした。2 人分で 5,000 円でした。

委員：先ほど 2,000 円という形で、年間 1 億 8 千万円の収入が得られるという説明で、延長料金は追加 700 円が現行の額だというお話があった。現在、定時は何時であって、延長は最大何時くらいまでやっているのか、延長料金は年間でいくらになっているのか、財政的にどうなっているのかお聞きしたい。

事務局：定時は午後 6 時である。そこから延長になるが、最大延長が 1 時間であり、午後 7 時には終わる。現在 1 時間延長している施設と、30 分延長という施設があり、30 分の場合は半額の月額 350 円をいただいている。現在延長のサービスを利用されているお子様は 2,400 名を若干超える。年間の延長の利用料は 900 万円ほどの収入がある。

委員：今、質問したのは、そもそも学童保育というものが必要である理由が、いわゆる「小 1 の壁」であり、働くお母さん方が育児と仕事を

両立する中で、それまでは、保育園に通っていて延長保育が可能であったものが、小学校に行くと、1年生だと午前中で終わってしまうこともあり、学童保育を使わなければならない。そして、学童保育というのは基本6時に終わってしまうので、6時であると一般の企業では間に合わないということで延長になる。フルタイムで働いていて、実際、切実に学童保育を必要とされているのが、今お聞きした2,400人くらいなのかなと思った。実際、長野の場合は、総合プランということで厚労省のいわゆる学童保育、従来の留守家庭児童、の保育に欠ける児童と、文科省がやっているITの学びなんかもプラスアルファでやっているような全児童に向けた放課後子供教室というようなもの、これを足しているわけであるが、働くお母さんからすると、この文科省の放課後子どもプランはオプションみたいなもので、もっとも重要な部分は、保育に欠ける厚労省管轄の部分だろうと思っている。その、従来の学童保育で厚労省管轄でやっていた部分に加えて、多様な取り組み活動を提示するというような、従来の学童保育にはなかった、充実というのか、オプション部分というのか、そういう部分が、財政の負担にかかっていると思う。

文科省管轄の放課後子供教室が対応しているような様々な取り組みによって、この事業費がどの程度かかっているのか分かれば教えていただきたい。

また、長野市のように文科省の放課後子供教室に対応していく、という市町村ばかりではないので、総合プランの上乗せがなければ財源的に負担にならないのかどうか教えていただきたい。

事務局：参考資料の2の部分をご覧ください。長野市のプランの特徴は、留守家庭児童に対する放課後児童健全育成事業をベースに子供教室の事業を上乗せしつつ、希望児童にも、環境・職員を配置するという点にある。これは長野市の最も大きな特徴で、ここが他市と比べて理想が高い部分である。一方、留守家庭児童に加え希望児童まで受け入れ、多様な取り組みを提供するという点でどれくらい費用がかかっているのかということについて、正確な数字は申し上げることはできないが、留守家庭児童と希望児童の人数をみると、留守家庭児童の申し込みが9割以上で、圧倒的に留守家庭児童の方が多い。それから、多様な取り組み・活動については、外部のアドバイザー、学生、地域のボランティア等々、いろんな技術、得意分野があるので、そういったものを活用しながら体験等を提供いただくという制度をとっ

ている。この方々が1,000名を超えている。一方、それほど多くの謝礼はできないので1回1,500円をお願いしている。金額は、この場ではすぐに申し上げられないが、そういった現況である。

議長：委員から賛成しかねるという意思表示もあったが、条例では、原則として分科会での決議が本審議会での決議になると規定があり、また、7回にわたり分科会で慎重審議をした結果でもあるので、報告どおり答申をさせていただきたい。

委員：総意として皆さんの意見が多数を占めたということに、異論はないが、そうした意見もあったということだけは会議録に残し、答申の際にひとこと添えていただければということをお願いしたい。

議長：それは答申の際に申し述べたい。